

第一条 地方公営企業等金融機関は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき长期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もつて地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	（法人格及び住所）	第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
第二条 地方公営企業等金融機関（以下「機構」という。）は、法人とする。	（登記）	2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第三条 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	（名称）	（登記）
第四条 機構の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。	（発起人）	2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもつて第三条に對抗することができない。
2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。	（第二章 設立）	2 前項の規定は、第五条第二項の定款の変更の認可について準用する。
3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。	（事務の引継ぎ）	2 第十二条 発起人は、第十一条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者は、機構の設立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の設立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。
第五条 機構は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。	（設立の登記）	2 第十二条 発起人は、第十一条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者は、機構の設立の時において機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
一 目的	（設立の認可等）	2 第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
二 名称	（設立の認可等）	2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。
三 事務所の所在地	（設立の認可等）	2 代表者会議は、機構の業務並びに資産及び債務の状況に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせることができる。
四 資本金、出資及び資産に関する事項	（設立の認可等）	3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に對し、當該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。
五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項	（設立の認可等）	（代表者会議の議長）
六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項	（設立の認可等）	第十六条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
七 業務及びその執行に関する事項	（設立の認可等）	2 議長は、会務を總理し、代表者会議を代表する。
八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項	（設立の認可等）	二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で連合組織がそれぞれ選任する者
九 財務及び会計に関する事項	（設立の認可等）	二 地方行政、經濟、金融、法律又は会計に関する事項
十 定款の変更に関する事項	（設立の認可等）	二 都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者
第十二条 総務大臣は、前条の規定による認可の申	（設立の認可等）	二 都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織として高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれ又は共同して選任する者

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第四章 役員及び職員

(役員)

第十七条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第二十条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 代表者会議の委員

(役員の解任)

第二十二条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

5 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

6 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第二十四条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行なうについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合において

は、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十二条 代表者会議の委員

(役員の解任)

第二十三条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

5 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

6 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第二十四条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行なうについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合において

合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間ににおいて特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

(業務の遂行に関する基本的事項)

第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう定めなければならない。

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 公営企業に係る地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。)の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

二 公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け

三 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

四 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託

五 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行なう次に掲げる事業をいう。

一 水道事業

二 交通事業

三 病院事業

四 下水道事業

五 公営住宅事業 地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。)

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第三十八条第二項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

(業務方法書)

第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。
3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。
(経営審議委員会)
第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。
2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。
3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならぬ。
一 業務方法書の作成又は変更
二 予算及び事業計画の作成又は変更
三 決算
四 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
五 該貸付けの実施に係る基本的な事項
六 その他定款で定める事項
6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号から第三号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。
7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合に

8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。
第六章 財務及び会計
(事業年度)
第三十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等)
第三十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画(以下この条において「予算等」という。)を作成しなければならない。
2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。
(企業会計原則)
第三十五条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいふ。次項において同じ。)をもつて作成することができる。
3 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。
(金利変動準備金)
第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。
2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書に関する監査及び財務諸表及び決算報告書に関する監査並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査及び会計監査人の意見を付さなければならぬ。
3 機構は、第一項の規定による提出後、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸

表、前項の事業報告書、決算報告書並びに監査及び会計監査人の意見を記載した書面並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるもの記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。
二 会計監査人たるにふさわしくない非行ができる。
三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があつたとき。
4 前項に規定する外國公認会計士を含む。)又は監査人がでなければならない。
5 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外國公認会計士を含む。)又は監査人がでなければならない。
6 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人に規定する外國公認会計士を含む。)又は監査人がでなければならない。
第三十七条 機構は、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。
2 会計監査人は、代表者会議が選任する。
3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての前条第一項の提出の時までとする。
4 代表者会議は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。
(地方公営企業等金融機関債券の発行)
第四十条 機構は、地方公営企業等金融機関債券

(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

2 機構債券(当該機構債券に係る債権が第四十

二条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

4 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は

金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五

一条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行なう者について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体による保証)
第四十一条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、機構の機構債券に係る債務について保証することができる。

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)

第四十二条 機構は、機構債券に係る債務(前条の規定により地方公共団体が保証するものとくの担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)の金銭信託

(資金の調達のための貸付債権の信託等)
(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第四十三条 機構は、その業務に必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託)
第四十四条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲り受けから当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

(余裕金の運用)
第四十五条 機構は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(公営企業健全化基金の運用)

5 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益(以下この条及び次条において「基金運用益」という。)は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剩余があるときは、これを公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

6 公営企業健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

(公営企業健全化基金の管理に関する事項)
第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めることにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(違法行為等の是正)
第五十一条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

金」という。)を積み立てるための基金(以下「公営企業健全化基金」という。)を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならぬ。

3 公営企業健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

4 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

6 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

7 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

8 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

9 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

10 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

11 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

12 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

13 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

14 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

15 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

16 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

17 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

18 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

19 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

20 公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

21 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(会計規程)
第四十八条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

22 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

23 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

24 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

25 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

26 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

27 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

28 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

29 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

30 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

31 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

32 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

33 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

34 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

35 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

36 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

37 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

38 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

39 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

40 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

41 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

42 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

43 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

44 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

45 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

46 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

47 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

48 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

49 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

50 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

51 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

52 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

53 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

54 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

55 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

56 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

57 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

58 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

59 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

60 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

61 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

62 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

63 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

64 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

65 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

66 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

67 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

68 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

69 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

70 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

71 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

72 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

73 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

74 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

75 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

76 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

77 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

78 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

79 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

80 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

81 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

82 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

83 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

84 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

85 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

86 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

87 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

88 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

89 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

90 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

91 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

92 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

93 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

94 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

95 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

96 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

97 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

98 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

99 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

100 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

101 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

102 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

103 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

104 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

105 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

106 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

107 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

108 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

109 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

110 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

111 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

112 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

113 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

114 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

115 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

116 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

117 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

118 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

119 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

120 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

121 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

122 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

123 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

124 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

125 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

126 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

127 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

128 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

129 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

130 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

131 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

132 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

133 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

134 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

135 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

136 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

137 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

138 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

139 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

140 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

141 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

142 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

143 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体（機構から第二十八条第一項第一号に掲げる業務による資金の融通を受けたことのない地方公共団体を除く。）が負担するものとする。

2 この法律に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第八章 罰則

第五十三条 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十九条第三項、第二十二条第四項、第三十一条第一項、第三十四条第二項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十一条第三項又は第三十四条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第三十六条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 第十二条第一項の規定による設立の登記（設立の期限）

二 臨時河川等整備事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水路をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

一 臨時河川等整備事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水路をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項（同条第七項に関する部分に限る。）、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一项、第十三条第五項、第十六条（調整規定）

第二条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までににおける第四十条第四項及び第五項の規定の適用について、同条第四項中「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）次項において同じ。」を行ふ者」とあり、及び同条第五項中「金融商品取引業を行う者」とあるのは、一証券業者」とする。

第三条 第十二条第一項の規定による設立の登記（設立の期限）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に地方公営企業等

を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

は、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業年度に関する経過措置）

第五条 機構の最初の事業年度は、第三十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その成立の日の属する年度の末日に終わるものとする。

第六条 機構は、平成二十年十月一日を含む事業年度に限り、第四十六条第六項ただし書の規定（公営企業健全化基金の取崩しの特例）

第六条 機構は、平成二十年十月一日を含む事業年度に限り、第四十六条第六項ただし書の規定（公営企業健全化基金の取崩しの特例）

第六条 機構は、平成二十年十月一日を含む事業年度に限り、第四十六条第六項ただし書の規定（公営企業健全化基金の取崩しの特例）

成十五年法律第七十七号）第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水路をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に地方公営企業等

（名称の使用制限に関する経過措置）

（名称の使用制限に関する経過措置）

6 権利を承継する場合における該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取扱税を課すことができない。(権利及び義務の承継に伴う業務の特例等)	第一十三条 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務のほか、附則第九条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(以下「公庫債権管理業務」という。)を行うものとする。
6 公庫債権金利変動準備金は、附則第九条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入る。	2 機構が公庫債権管理業務を行う場合には、公庫債権管理業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。
2 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	3 機構は、公庫債権管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「管理勘定」という。)を設けて整理しなければならない。
2 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	4 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務並びに公庫債権管理業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(以下「一般勘定」といふ)と管理勘定との間ににおいて資金を融通することができる。
5 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券(当該公営企業債券の償換のために発行した機構債券及び借換えのためにした長期借入金を含む。)の借換え(次項において「公営企業債券の借換え」という。)によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。	5 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券(当該公営企業債券の償換のために発行した機構債券及び借換えのためにした長期借入金を含む。)の借換え(次項において「公営企業債券の借換え」という。)によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	6 第二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令・財務省令で定める。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	7 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令・財務省令で定める。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	8 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	9 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	10 機構は、公庫債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとする。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	(公庫債権金利変動準備金等の帰属)
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	(公庫債権管理計画)
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第十五条 機構は、毎事業年度、公庫債権管理業務を実施するための計画(以下この条において「公庫債権管理計画」という。)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第一五一条 機構は、公庫債権管理業務を行つて保証契約をすることができる債務を除く。前項の予算をもつて定める金額のうち、外國を発行地とする本邦通貨をもつて表示する機構債券に係る債務について、保証契約をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第二十条 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	係る次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 長期借入金及び機構債券の償還計画 二 長期借入金及び機構債券の発行に係る基本方針 三 収支計画 四 短期借入金の限度額 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六 その他総務省令・財務省令で定める事項 七 管理勘定における短期借入金は、当該事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第三十一条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十一条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十二条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十三条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十四条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十五条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十六条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十七条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十八条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。 ただし、やむを得ない事由があるものとして総務大臣及び財務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	三十九条 機構が公庫債権管理業務を行う場合については、第三十一条第一項、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第四十八条中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び財務大臣」と読み替えてこれららの規定を適用する。
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	(公庫債権管理業務に係る報告及び検査等)
6 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に	第四十一条 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に

対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、公庫債権管理業務の運営の改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 機構は、前項の規定による総務大臣及び財務大臣の求めがあつたときは、速やかに公庫債権管理業務の運営の改善その他の必要と認める措置を講ずることを求めることができる。

（公庫債権管理業務に係る財務大臣との協議）

第二十一条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款のうち同条第一項第七号及び第九号に掲げる事項で公庫債権管理業務に係る部分

二 第十条第一項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款及び事業計画書のうち公庫債権管理業務に係る部分

三 第八条第三項、第三十一条第二項、第三十五、第三十六条第一項及び第三項、第四十

五条第一号及び第二号並びに第四十九条の規定により総務省令を定めようとするとき 当該総務省令のうち公庫債権管理業務に係る部

分

（残余財産の帰属）

第二十二条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額（当該金額が処分上限額を超える場合にあっては、処分上限額）は、地方公共団

体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するために地方公共団体の公営企業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を行いう仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおそ

の金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残

余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定める金額及び同条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額のいずれか少ない金額をいう。

（罰則）

第二十三条 附則第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第四項、第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条の規定により総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 附則第十五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 附則第十五条第四項又は第二十条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（検討）

第二十五条 政府は、平成二十九年度末を日途と

して、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、

地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一

体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならぬ。

（公営企業金融公庫法の廃止）

第二十六条 公営企業金融公庫法は、廃止する。（公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置）

第二十七条 前条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（以下この条及び次条において「旧公庫法」という。）第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機関債券とみなす。

2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその效力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「地方公営企業等金融機関は」とする。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十一条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第六十五条の五第三項中「中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫」を「又は中小企業金融公庫」に、「中小企業金融公庫法」を「又は中小企業金融公庫法」に改め、「又は公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八八十三号）第二十六条の三第一項」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三十二条 地方財政法の一部を次のように改正する。

三十二年法律第八八十三号（附則第十項各号）を「地方公営企業等金融機関（平成十九年法律第三号）附則第七条第一項に規定する臨時地方債整備事業及び同条第二項各号」に、「公営企業金融公庫」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正）

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「公営企

業金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第一条

（処分、手続等に関する経過措置）

第二十八条 旧公庫法（第十一條を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当の規定によりした処分、手続その他の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 附則第二十六条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（法律の相当の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。）

（法律商品取引法の一部改正）

第三十一条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第六十五条の五第三項中「中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫」を「又は中小企業金融公庫」に、「中小企業金融公庫法」を「又は中小企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八八十三号）第二十六条の三第一項」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三十二条 地方財政法の一部を次のように改正する。

三十二年法律第八八十三号（附則第十項各号）を「地方公営企業等金融機関（平成十九年法律第三号）附則第七条第一項に規定する臨時地

方債整備事業及び同条第二項各号」に、「公営企

業金融公庫」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正）

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「公営企

業金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第一条

（第一項）

平成十九年五月二十三日印刷

平成十九年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

A